

議案第 6 号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援保育料を定めるため必要があるからである。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年愛西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び延長保育料」を「、延長保育料及び乳児等通園支援保育料」に改める。

第4条中「等から」を「から」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「は、」を「及び乳児等支援給付認定保護者は、」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援保育料）

第5条 市長は、市立特定教育・保育施設等において乳児等通園支援を受ける子どもの乳児等支援給付認定保護者から別表第3に定める乳児等通園支援保育料を徴収する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

（単位=円）

乳児等通園支援保育料 (児童1人1時間につき)	300
----------------------------	-----

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第6条」を「第7条」に改める。